

表 紙

(07) 3 0 号隊庁舎空調機据付役務

件 名	(07) 3 0 号隊庁舎空調機据付役務	図面 番号	仕様書 番 号
名 称	表 紙	1/7	4 6
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和 7 年 4 月	1 6 日

仕 様 書

1 件 名

(07)30号隊庁舎空調機据付役務

2 場 所

栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3 役務期間

契約締結日から令和7年6月13日

4 概 要

- (1) 空気調和備設置作業 一式
- (2) その他付帯作業 一式

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則に基づき担当官の指示により丁寧かつ確実に据付する。
国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事、機械設備工事）」
国土交通省監修「公共建築改修標準仕様書（建築工事編、電気設備工事、機械設備工事）」
国土交通省監修「公共建築工事積算基準仕様書」
- (2) 仕様書に明記なき事項であっても、作業上、当然必要となるものについては請負者の責任により実施する。なお、その他不明な事項等疑義が生じた場合はその都度担当官と協議し指示に従うものとする。
- (3) 本作業は、本仕様に対し十分な知識、経験及び技術を有し、作業を確実に遂行できる者により実施する。
- (4) 現場の納まりまたは取り合わせ等により、材料及び寸法等に軽微な変更が必要となる場合は、担当官と協議を行い指示に従うものとする。なお、軽微な変更に伴う請負金額の変更及び工期の延長は実施しない。
- (5) 作業実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
- (6) 使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側検査を受け合格したものを使用する。
- (7) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (8) 作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (9) 本作業に必要な電気、水等は請負業者の負担とする。また試運転等の本作業に当然必要となるものについても、請負者負担で準備すること。
- (10) 作業写真とは、各作業の作業前・作業中・作業後、使用材料及び作業後隠蔽になる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上1部提出するものとする。
- (11) 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (12) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。
- (13) 現場代理人は、作業がある時は現場へ常駐すること。

6 提出書類

- (1) 工程表 …… 1部
- (2) 現場代理人通知書 …… 1部
- (3) 施工体制台帳（対象役務のみ） …… 1部
- (4) 着手・完了届 …… 1部
- (5) 材料検査簿 …… 1部
- (6) 材料支給品簿 …… 1部
- (7) 作業日誌 …… 1部
- (8) 作業打合せ簿 …… 1部
- (9) 作業写真 …… 1部
- (10) 産業廃棄物管理票（A,E票）の写し …… 1部
- (11) その他指示された書類 …… 1部

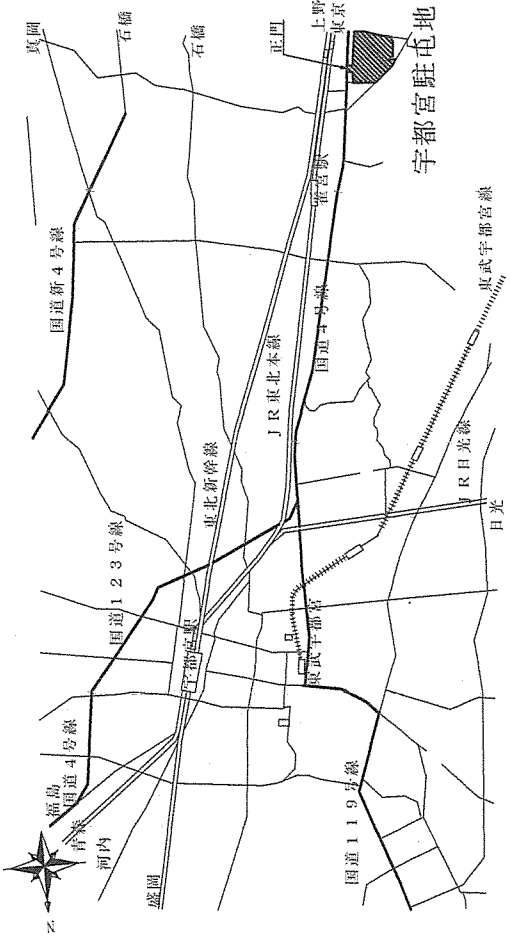
7 特記事項

- (1) 本件に使用する材料は、本仕様書及び図面に定める品質及び性能を有する新品とし、監督官の検査を受け合格を得たものとする。
- (2) 本仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然すべき事は実施するものとする。
- (3) 本仕様書及び図面に記載の寸法はあくまでも標準を示したものであるため、必ず現場確認を行い、作業するものとする。
- (4) 断水又は停電が必要な場合は、事前に監督官と協議するものとする。
- (5) 本件の役務については、契約締結後速やかに実施するものとし、細部日程については、監督官との調整によるものとする。また部隊側検査官の検査合格をもって作業完了とする。
- (6) 本役務の保証については完了検査の完了後自然災害又は官側の過失を除き1年間とする。
- (7) 本役務は空気調和設備機器については官品支給品とする。
据付機器（官品支給）1台
- (8) 作業開始前に、養生を実施し、作業完了後は清掃を実施すること。
- (9) 本作業により発生した産業廃棄物については、請負者の責任において場外処分し、産業廃棄物処理表（マニフェスト）A,E票の写しを監督官へ提出する。
- (10) 作業完了後、絶縁抵抗測定を実施し、測定結果を書面にて報告すること。
- (11) 空気調和設備において冷媒ガス不足時は充填すること。試運転確認を行い、監督官の確認を得ること。本役務は、部隊側検査官の検査合格をもって役務完了とする。

件 名	(07)30号隊庁舎空調機据付役務			図面番号	2/7
名 称	仕 様 書 (1/2)			縮 尺	1:X
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科					
令和 7 年 4 月 1 6 日					

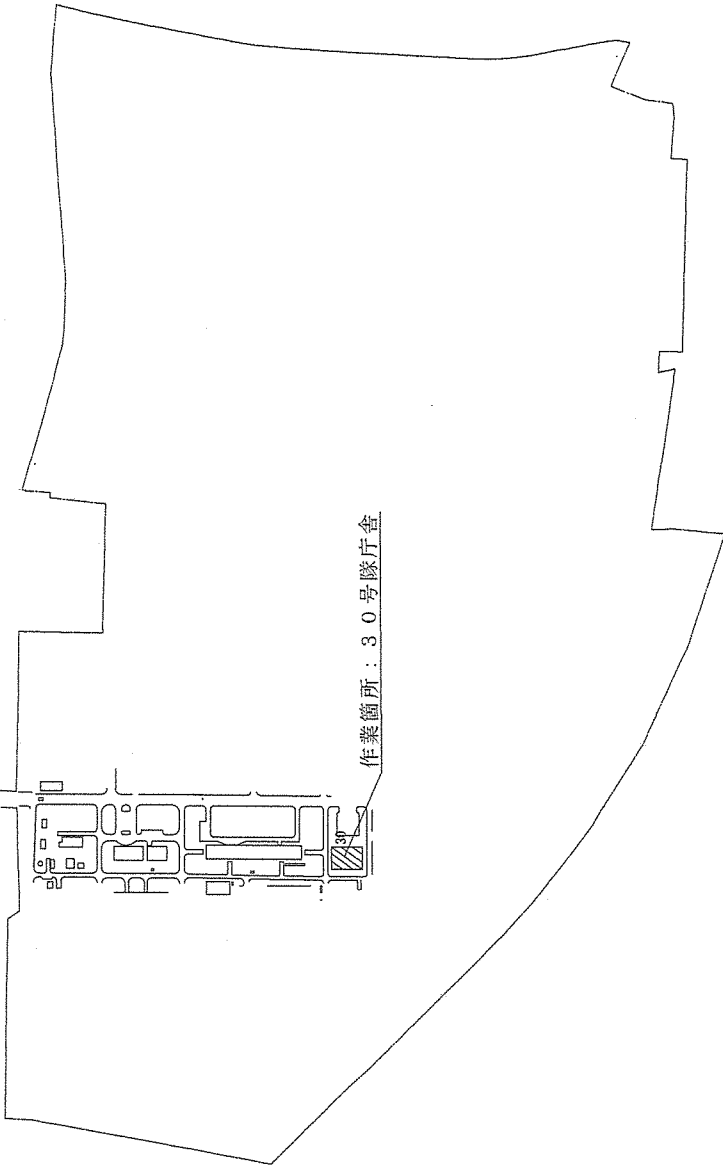
- 8 施工における特記事項：
- (1) 室外機、室内機及びリモコンは官品支給品とする。^{*}
室内機：RAS-XJ36R-W（壁付）、室外機：RAC-XJ36R^{*}
 - (2) 室外機はスライドブロック（防振ゴム入り）を請負者負担で用意し設置すること。また固定する鋼材はSUS製を使用すること。^{*}
 - (3) 雑材料、継手類、支持金物、電線管等は仕様内に含めるものとする。
 - (4) 気密試験及び真空乾燥、試運転等は含むものとする。また冷媒ガス不足時は充填すること。
 - (5) 冷媒管のサイズは、液管φ6.35（保温厚8mm）、ガス管φ9.52（保温厚8mm）とする。^{*}
 - (6) 冷媒管の保温筒はスリムダクトとする。^{*}
 - (7) 屋外ドレン配管支持金具はSUS製とする。^{*}
 - (8) 電源は既設1L-1盤の既設MCCB箇所をELCBに変更すること。そのELCBから新設コンセントまで配線とする
 - (9) 施工完了後、架線等に対し絶縁抵抗測定を実施し、測定結果を書面にて報告すること。^{*}
 - (10) 新設エアコン設置時における建物貫通用のコア貫きは請負者負担で実施とする。^{*}
 - (11) 鉄筋探査を行ってから、コア貫通を行うこと。コア貫通後は配管施工後開口部処理含むこと。^{*}
新規コア貫通箇所（RC造）：φ75×150・・・1箇所
 - (12) 配管吊り用に天井ボードを取り外した際に、天井ボード破損した場合は、請負者負担で天井ボード等を張替え行うこと。^{*}

件名	(07)30号隊庁舎空調機据付役務	図面番号	3/7
名称	仕様書(2/2)	縮尺	1:X
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和 7 年 4 月 1 6 日	



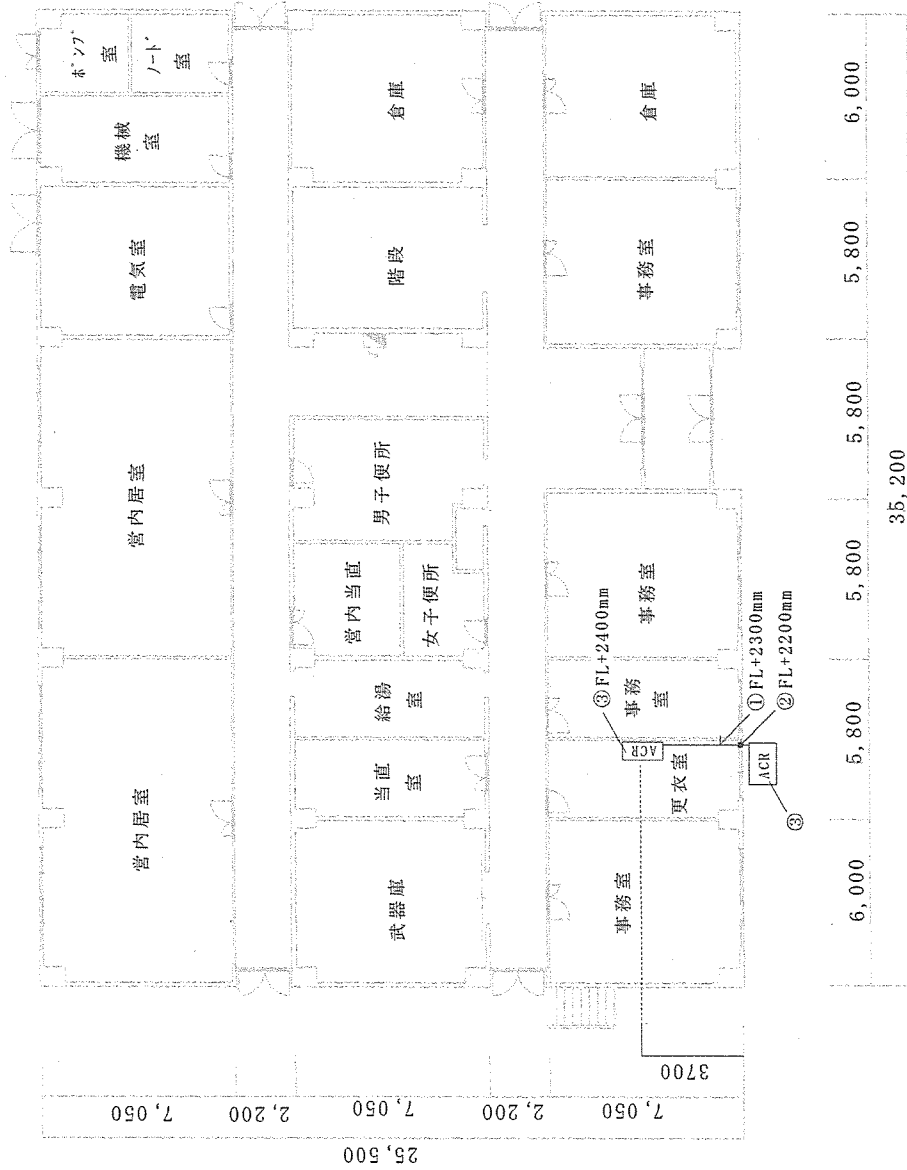
宇都宮駐屯地

案内図



配置図

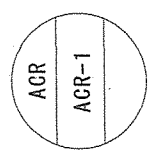
役務件名	(07) 30号隊庁舎空調機据付役務		図面番号	4 / 7
種 別	案内図・配置図		縮 尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科			



- ① 冷媒管等敷設
液管 ϕ 6.35 (保温厚8mm)
ガス管 ϕ 9.52 (保温厚8mm)
ドレン管 VP20A (断熱ドレン可)
連絡線 (VVF 2.0mm-2C)
保温はスリムダクト使用
- ② コア貫通 RC造 ϕ 75-150
FL+2200mm以上
- ③ 空調機据付 (官給品支給)
室内機: RAS-XJ36R-W (壁付)
室外機: RAC-XJ36R

凡例

	コア抜き貫通箇所
	冷媒管等敷設
ACR	空調機 (室内機 / 室外機)



1 F

役務件名	(07) 30号庁舎空調機据付役務	図面番号	5/7
種別	機材設備据付図	縮尺	1:400
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地薬務管理科		

7,050	2,200	7,050	2,200	7,050
25,500				



1L-1盤のMCCBを
ELCBに変更する。

凡例

	防火区画貫通処理
	コンセント (BOX込み：壁付) 15A-ET
	絶縁ケーブル (VVF-2.0mm-3C) 天井がし (FL+2600mm以上)

特記：絶縁ケーブル露出箇所は、
1種金属線び(A種)を使用すること

6,000	5,800	5,800	5,800	5,800	6,000
35,200					

1F

役務件名	(07)30号庁舎空調機据付役務	図面番号	6/7
種別	電気設備据付図	縮尺	1:400
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

